

# 浦安市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年2月  
令和元年9月（変更）



## 目 次

はじめに	1
第1章 行動計画の基本方針	3
1 基本的考え方	3
2 対策の目的	3
3 流行規模の想定等	5
4 発生段階の考え方	6
第2章 対策推進のための各機関等の役割	9
1 基本的な責務	9
第3章 対策の基本項目	12
1 実施体制	12
2 サーベイランス・情報収集	13
3 情報提供・共有	13
4 予防・まん延防止	15
5 予防接種	15
6 医療	17
7 市民生活及び市民経済の安定の確保	18
第4章 各段階における対策	20
1 未発生期	20
2 海外発生期	23
3 国内発生早期	26
4 国内感染期（県内感染早期～県内感染期）	30
5 小康期	36

## はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返している季節性インフルエンザのウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。ほとんどの人にその免疫がないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症で、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響をもたらすものが発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

このようなことを受け、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、平成24年に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、平成25年4月に施行された。

特措法は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2 政府行動計画の作成

国は、特措法第6条の規定により、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。

### 3 県行動計画の作成

千葉県は、特措法第7条の規定により、平成25年11月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

県行動計画は、政府行動計画を踏まえ、千葉県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものである。

### 4 市行動計画の作成

浦安市（以下「市」という。）では、平成20年12月に「浦安市新型インフル

エンザ対処行動計画」を策定した。

しかし、平成25年4月に特措法が施行されたことから、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づいた、「浦安市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本行動計画」という。）を平成27年2月に策定した。その後、平成30年2月に県行動計画が変更されたことに伴い、本行動計画の一部改正を行った。

本行動計画は、県行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、本行動計画を基にマニュアル等を作成する等、具体的な対応を図るものとする。

なお、本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び県行動計画と同様に、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ隨時見直す必要があり、また、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合も、適時適切に変更を行うものとする。

## 第1章 行動計画の基本方針

### 1 基本的考え方

#### (1) 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定により策定する計画である。

#### (2) 対象とする感染症

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

#### (3) 計画の基本的考え方

新型インフルエンザ等の発生時期や地域、発生した場合の病原性の強さや感染力等を正確に予測することは、困難である。また、その発生そのものを阻止することは不可能であり、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

万一、新型インフルエンザ等が国内で発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えるおそれがある。このため、新型インフルエンザ等対策を国の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、発生前の段階から、発生に備えた事前の準備を行っておくことが必要である。

本行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すものである。

また、国、県、指定地方公共機関、医療機関等、事業者及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が的確かつ迅速に連携が図ることが重要となる。

なお、新型インフルエンザ等の流行は必ずしも計画通り対応が行われるものではない。また、最新の科学的な知見による対策を取り入れていく必要があり、適切に本行動計画を見直し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

### 2 対策の目的

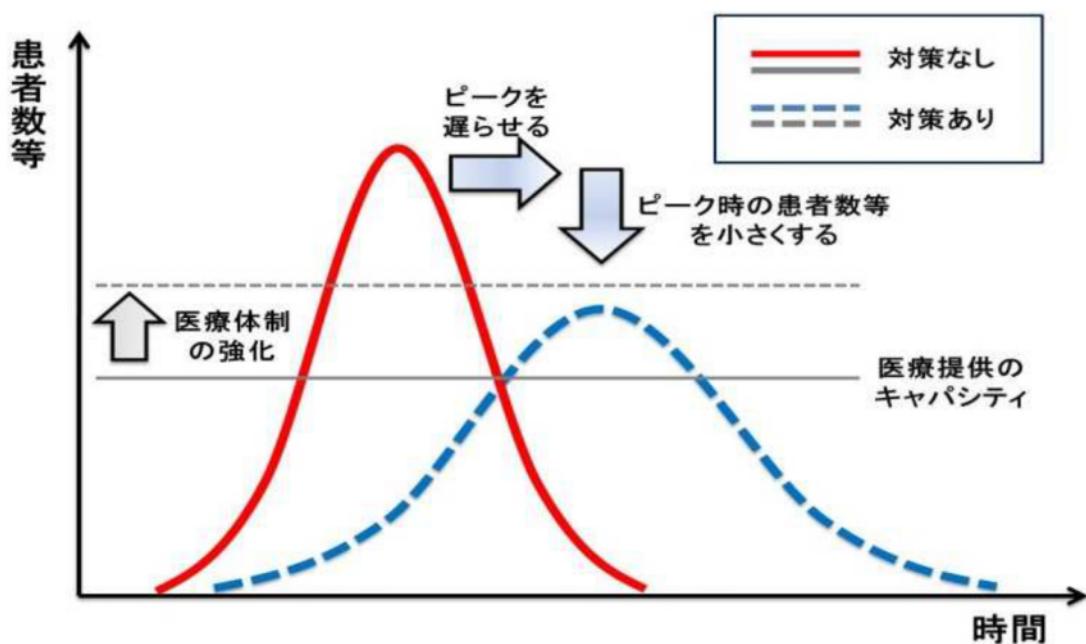
新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。長期的には、国民の多くがり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、り患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化すれば社会経済に影響を与えることとなる。

このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

本市としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

＜対策の効果 概念図＞



- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。  
感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の設備やワクチン製造のための時間を確保する。  
流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。  
適切な医療等の提供により、重症者や死亡者を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。  
地域での感染拡大防止等により、欠勤者の数を減らす。  
事業継続計画作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 3 流行規模の想定等

#### (1) 流行規模の想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力、人の免疫の状態、社会環境等、多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

政府行動計画においては、国民の25%が、流行時期（約8週間）にピークを作りながら順次り患し、医療機関を受診する患者数は約1,300万人～2,500万人と推計している。

本行動計画の策定に当たっては、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を本市（平成22年度国勢調査では、浦安市の人団164,877人で全国人口128,057,352人の0.12%）に当てはめることで、流行予測を行った。

#### <新型インフルエンザ流行予測による健康被害>

		浦安市	千葉県	全国
医療機関受診者数		約16,000人 ～30,000人	約63万人 ～121万人	約1,300万人～ 2,500万人
中等度	入院患者数 (1日最大入院患者数)	約600人 (約120人)	約26,000人 (約4,900人)	約53万人 (約10.1万人)
	死亡者数	約200人	約8,000人	約17万人
重度	入院患者数 (1日最大入院患者数)	約2,400人 (約480人)	約97,000人 (約19,400人)	約200万人 (約39.9万人)
	死亡者数	約770人	約31,000人	約64万人

#### 【被害想定の条件】

- ・り患率：25%（国・県想定と同様）
- ・致命率：中等度0.53%、重度2.0%（国・県想定と同様）

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

また、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としている。

そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。

## (2) 社会への影響

新型インフルエンザ等が社会へ与える影響の想定には多くの議論があるが、次のような影響が想定される。

- ・ 全市民の25パーセントが流行期間（約8週間）にピークをつくりながら、順次り患する。り患者は、1週間から10日間程度り患する。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤後、治癒し、免疫を得て職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって全従業員の5パーセント程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話や看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による。）のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40パーセント程度が欠勤するケースが想定される。

## 4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等の対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即した意志決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

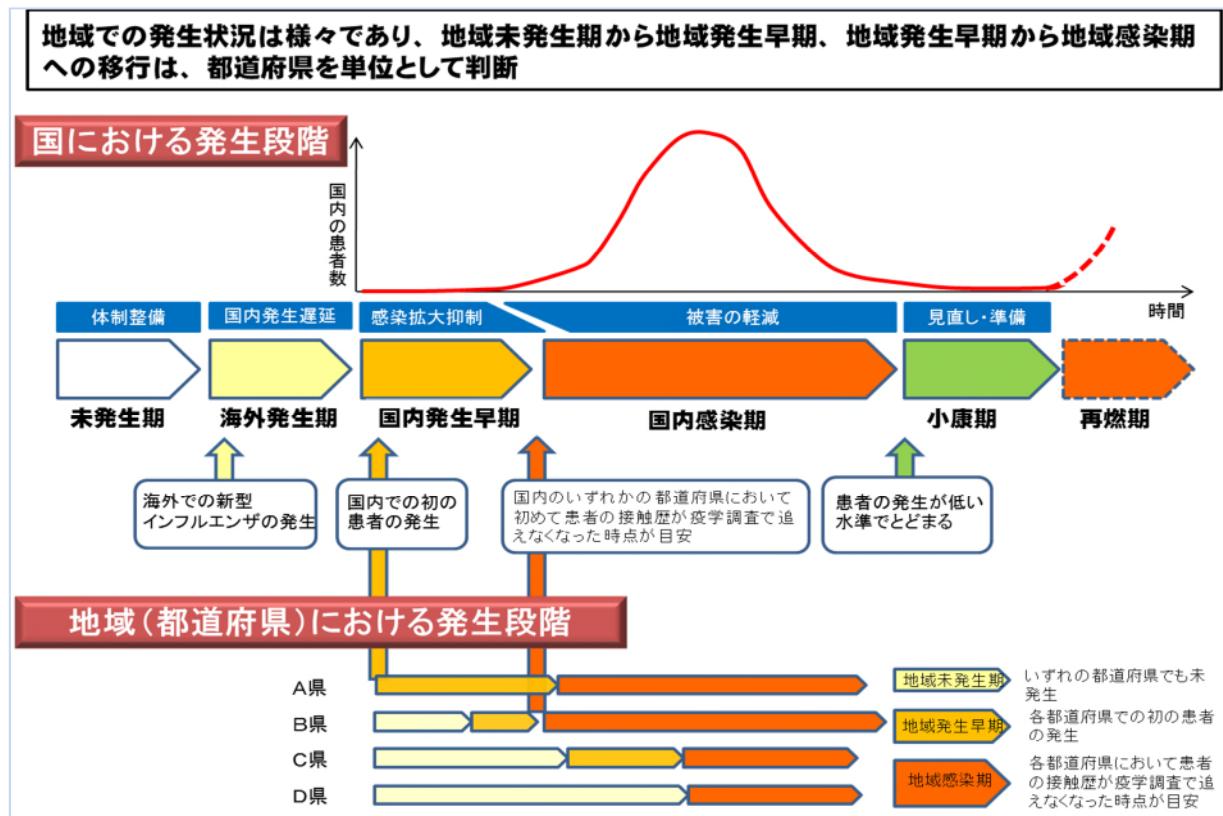
このため、海外で新型インフルエンザ等が発生し、日本への流入が避けられず、大規模な流行が起こるプロセスを想定して、幾つかの発生段階に区分し、想定される状況に応じた対応方針を定めることとした。

また、県行動計画では、国と同様に発生段階を5つに分類しているが、国が決定した発生段階の状況と県内の状況が異なる場合は、医療の提供や感染対策等についても、必要に応じて県が判断することとしている。

このため、本市においては、県に準じた5つの発生段階に分類し、各段階に対応した行動計画を定めることとする。

なお、本市は首都圏の一角として、東京都等への多くの通勤・通学者を抱える市であり、新型インフルエンザ等の患者が首都圏で発生した場合、本市に感染が拡大するまでの期間は短期間であることが想定される。

## ＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞



## ＜新型インフルエンザ等の発生段階の状態＞

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<p>国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接觸歴を疫学調査で追える状態</p> <p>《県内の発生段階》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内未発生期：県外で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態</li> <li>・ 県内発生早期：県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接觸歴を疫学調査で追える状態</li> </ul>
国内感染期	<p>国内のいざれかの都道府県で新型インフルエンザ等患者の接觸歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>《県内の発生段階》</p> <p>(県内未発生期・県内発生早期の場合もあり得る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内感染期：県内で新型インフルエンザ等患者の接觸歴が疫学調査で追えなくなった状態</li> </ul>
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## 第2章 対策推進のための各機関等の役割

### 1 基本的な責務

#### (1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機構（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聞きつつ、対策を進める。

さらに、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに接種を進める。

#### (2) 県

県は、新型インフルエンザ等が発生したときには、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

平常時には、県行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備等の対策を推進する。また、感染症に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制等、県行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び関係医療機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

#### (3) 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、新型インフルエンザ等発生時の市民に対する予防接種や生活支援、要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

対策の実施に当たっては、県や近隣の自治体と緊密な連携を図る。

平常時には、本行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整、訓練の実施、必要な物資の備蓄、資器材の整備等の対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、市民への予防接種や生活支援等、本行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

#### (4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診察するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、市内の医療機関や関係機関が連携して、診療体制を強化し、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

#### (5) 指定（地方）公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備等の対策を推進する。

発生時には、国、県及び市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるように医療機能及び社会・経済活動維持のための業務を継続する。

#### (6) 登録事業者

特措法第28条に基づき特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続計画等の準備を行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、県、市の新型インフルエンザ等の対策の実施に協力する。

#### (7) 一般の事業者

一般の事業者については、職場における感染防止策を行うことが求められる。また、市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多くの人が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予

防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、県や市が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力する等、感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等や発生時にとるべき行動等の情報の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスクの着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

発生時には、県や市からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

### **第3章 対策の基本項目**

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの目的を定めており、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1) 実施体制、(2) サーベイランス・情報収集、(3) 情報提供・共有、(4) 予防・まん延防止、(5) 予防接種、(6) 医療、(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保の7つの基本項目に分けて、具体的な対策を策定する。

#### ※ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。

特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

### **1 実施体制**

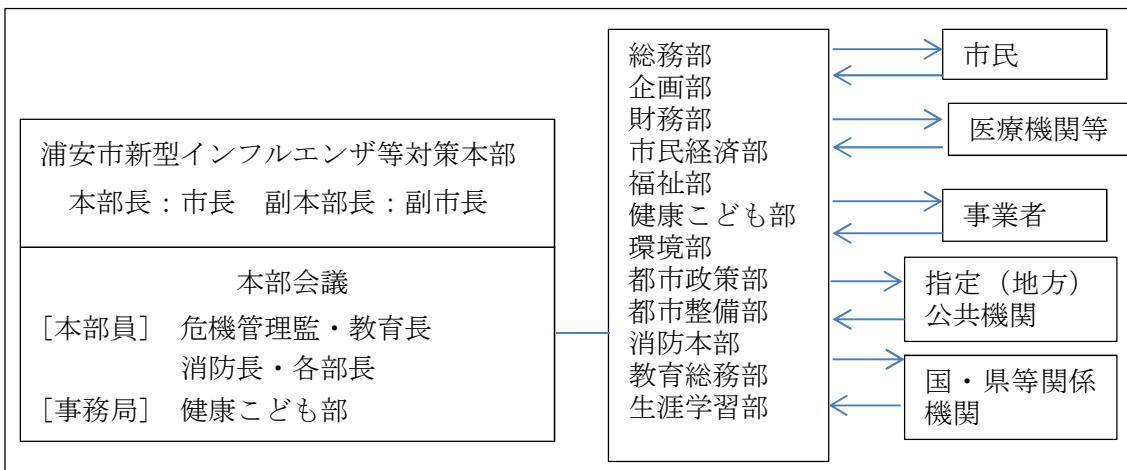
新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。このため、健康こども部が中心となり、全ての部が協力する全庁一体となった取組を推進し、発生時には国、県等と連携して、対策を推進する。

#### (1) 設置

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、全庁一体となった対策を推進するため、本市は速やかに特措法に基づかない任意の「浦安市新型インフルエンザ等対策本部」(以下「市対策本部」という。)を設置することとする。

その後、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合は、任意の「浦安市新型インフルエンザ等対策本部」を特措法に基づく「浦安市新型インフルエンザ等対策本部」と位置付ける。

## 浦安市新型インフルエンザ等危機管理体制



## 2 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、県内のサーベイランスの結果や新型インフルエンザ等に関連する様々な情報を、系統的に収集・分析し、判断すること、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元すること等により、効果的な対策に結びつける必要がある。

未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないので、ここでは新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国が示す症例定義や診断方法を関係機関に周知し、国・県の指導のもと、市内のサーベイランス体制を構築する。

海外で発生した段階から国内・県内の患者数が少ない段階までは、新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等の強さに関する情報が限られるので、患者の全数把握等サーベイランスの体制を図り、積極的な情報収集を行い、県へ情報提供する。

国内・県内患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は意義が低下し、医療現場の負担も過大となること等から、県の指示により入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

## 3 情報提供・共有

### (1) 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、これが危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、本市、医療機関等、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般事業者、市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、それぞれの間でのコミュニケーション

は双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

## (2) 情報提供手段の確保

情報の受け取り方は、人により千差万別である。そのため、外国人、障がい者等、情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、市ホームページ、広報やマスメディア等複数の媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

また、緊急の場合は、防災行政無線、広報車等を活用していく。

## (3) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機管理に対する情報提供だけでなく、予防対策として、発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果等を、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供をする。これにより新型インフルエンザ等対策に関する周知を図り、発生した際の適切な行動に資することとする。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、福祉部や健康こども部、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について情報提供をしていく。

また、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

## (4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割は重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して、伝えることとする。また、誤った情報が出た場合は風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

## (5) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが

重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を作り、適時適切に情報提供する。

また、提供する情報の内容に応じ、適切な者から情報を発信する。更にコミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応等を分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

#### 4 予防・まん延防止

##### (1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせて、各種対策に必要な体制を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等の増加を抑制し、入院患者数を最小限にとどめることにより、医療体制の破たんを回避し、市民に必要な医療を提供する体制を維持することを目的とする。

##### (2) 主なまん延防止対策について

個人における対策については、国内における発生の初期段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人ごみを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期段階から、個人における対策のほか職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、緊急事態宣言時においては、必要に応じて県の要請に基づき、不要不急の外出の自粛要請を行うとともに、施設の使用制限の要請等を行う。

#### 5 予防接種

##### (1) ワクチンについて

ワクチンの接種により個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で製造された（ウイルス株が流行中の新型インフルエンザとは異なる）「プレパンデミックワクチン」と新型インフルエンザの発生後に

流行中の新型インフルエンザウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン」の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難なことも想定されるため、本項目では、新型インフルエンザに限って記載する。

## (2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもので、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種である。

### ア 特定接種の対象者

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事するもの（厚生労働大臣の定める基準に該当するものに限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

### イ 特定接種の接種順位

国が基本的な考え方を提示しているが、実施に当たっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を政府対策本部において総合的に判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他関連事項を決定することになっている。

### ウ 特定接種の接種体制について

登録事業者及び国家公務員については国、県職員については県、市職員については市が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。市職員については、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制を構築する必要がある。

## (3) 住民接種

特措法において、緊急事態措置のひとつとして、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、政府による緊急事態宣言が行われた場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）による予防接種を行う。

#### ア 接種体制

住民接種については、市が実施主体として、原則として集団的接種により行う。このため未発生期から接種が円滑に行えるよう、医療関係者をはじめ関係機関等との協議により接種体制を構築しておく。

#### イ 接種順位

接種順位については、政府行動計画において次の4郡に分類することを基本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性等を踏まえて、政府対策本部が決定することになる。

- ① 医学的ハイリスク者(呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者)
  - ・ 基礎疾患有する者
  - ・ 妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者（ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いとされる郡：65歳以上）

#### ウ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定されることになる。

#### エ 医療関係者に対する要請

予防接種を行うために必要があると認めるときは、医療関係者に対する協力の要請又は指示（以下「要請等」という。）を県に要請する。

## 6 医療

### (1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提

供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることで、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者等への具体的支援について十分な検討や情報収集が必要である。

#### (2) 未発生期における医療体制の整備

県が二次医療圏域又は健康福祉センター（保健所）の所管区域を単位として行う対策会議（地区医師会、薬剤師会、中核的医療機関、市、消防関係者等の関係者からなる）に参加し、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

#### (3) 発生時における医療体制の維持・確保

県内発生早期における医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性の低いことが判明しない限り、原則として感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の患者等を感染症指定医療機関又は協力医療機関等に入院させるようにするため、市は健康福祉センター（保健所）と連携して、感染症病床等の利用計画を事前に確認しておく必要がある。

県が、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や県内患者の濃厚接触者への対応のために整備する帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来等について情報提供を行う。

県内感染期に移行した時は、帰国者・接触者外来を設置しての診療体制から一般の医療機関での診療体制に切り替えるため、医師会等と連携、協力し、地域での医療体制の確保を図る。

患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、関係機関の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援等を行う。

### 7 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、各地域での流行が8週間程度続くといわれている。また、本人や家族のり患等により、職場で多くの

欠勤者が出ることが想定され、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、本市は国や県等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要となる。

## 第4章 各段階における対策

本章では、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別対策を記載する。個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

### 1 未発生期

<未発生の状態>
・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
・海外において、鳥等のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
<目的>
・発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
<対策の考え方>
1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からぬことから、平時から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (1) 実施体制

##### ア 行動計画等の作成（健康こども部）

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた本行動計画やマニュアルの作成を行い、国、県の動向を踏まえ見直しを行う。

##### イ 体制の整備及び連携強化（健康こども部・関係部署）

取組体制を整備・強化するために、初動対応に当たる体制の確立や情報共有、発生に備えた業務継続計画を作成する。

国・県及びその関係機関、他の市町村等との連携・連絡体制を強化する。

新型インフルエンザ等の発生に備え、庁内関係部署や医師会等と平素から情報交換、連携体制の確認をするとともに、必要に応じ訓練を実施する。

##### ウ 職員への対応（総務部）

職員本人又は家族が新型インフルエンザ等の患者か患者の濃厚接触者となった場合の出勤制限について検討する。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集（健康こども部）

国・県等から新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する情報を収集する。

イ サーベイランス（健康こども部・福祉部・教育委員会）

学校や保健施設等における通常のインフルエンザ（以下、「インフルエンザ」という）の様な症状による欠席者の状況を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に把握する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供（健康こども部）

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各媒体を利用し、継続的に情報提供を行う。

イ 体制整備等（健康こども部・関係部署）

情報提供の体制整備等の事前準備として次のことを行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ④ 関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、国、県からの要請により設置が必要になる「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置する準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及（健康こども部）

手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人ごみを避ける等基本的な感染対策について広く市民に周知する。

新型インフルエンザ等緊急事態において、県の実施する不要不急の外出自粛要請等の感染対策についての理解促進を図る。

イ 地域対策及び職場対策の周知（全庁）

新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、地域や職場における基本的な感染対策について、周知を図るための準備を行う。

新型インフルエンザ等緊急事態において、県が実施する施設の使用制限の要請等の対策についての周知に協力するための準備を行う。

(5) 予防接種

ア 登録事業者の登録への協力（全庁）

国の進める特定接種に係る接種体制、事業継続要件や登録手続等について、国の要請に基づき、事業者に対し周知する。また、国が行う事業者の登録作業に、国からの要請により協力する。

イ 特定接種（総務部）

国の要請に基づき、市職員に対する特定接種について、接種対象者となる職員等の人数を把握する。また、集団的接種を原則として、新型インフルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制の構築を進める。

ウ 住民に対する予防接種（健康こども部）

国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。

円滑な接種の実施のため、国及び県の技術的な支援を得て、他の市町村における接種が可能になるよう努める。

速やかに接種ができるよう、国から示される具体的なモデルを参考に、市医師会等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や、接種の場所の確保、接種の時期の周知等接種の具体的な実施方法等について準備を進める。

(6) 医療（健康こども部）

医療体制については、県が二次医療圏の圏域又は健康福祉センター（保健所）の所管区域を単位とし、健康福祉センター（保健所）が中心となり整備を図ることになっている。

本市は、必要に応じ、健康福祉センター（保健所）が行う医療体制の整備に協力するとともに、県が行う対策等に適宜協力する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 生活支援（健康こども部・福祉部・環境部）

市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、家庭内での感染対策や食料品、生活必需品等の備蓄に努める等事前の準備を呼びかけていく。

県の要請を受けて、緊急事態宣言時等における、高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等の協力の下、事前に要援護者を把握するとともに、その具体的な支援体制についての検討及び手続等の準備を行う。

イ 事業者の対応（健康こども部・市民経済部）

市内の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マニュアル等を作成し、職場における感染対策を実施するための事前の準備をするよう求める。

ウ 火葬能力等の把握（市民経済部・環境部）

市の火葬場の火葬能力を超えた場合の対応として、県と連携し、一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行う。また、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

エ 物資及び資材の備蓄等（健康こども部・消防本部）

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資器材を備蓄するとともに設備を整備する。

## 2 海外発生期

<海外発生の状態>

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等様々な状況。

<目的>

- ・新型インフルエンザ等の市内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・市内発生に備えて体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十

分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるような対策をとる。

- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 市内で発生した場合に備え、サーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外の発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- 5 国が検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努めている間に、市民生活及び市民経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

#### (1) 実施体制

##### ア 体制強化等（健康こども部・関係部署）

海外において、新型インフルエンザ等が発生した場合は、府内で情報の共有化を図るとともに、関係部署等に必要な協力依頼を行う。

国及び県が、特措法に基づき「政府対策本部」「千葉県新型インフルエンザ等対策本部」を設置した場合には、速やかに市対策本部を設置する。

国が、症状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断した場合には、感染症法に基づく各種対策を実施する。

今後の流行状況を考慮し、業務継続計画に基づいて、業務継続に向けた準備を行う。

##### イ 職員への対応（総務部）

職員の健康管理に努めるとともに、新型インフルエンザ等の発生による業務への影響を把握するため、職員の健康状態や出勤状況等を把握する。

また、感染者との接触の機会の低減を図るため、通勤手段の変更や時差式出勤、会議の中止等を検討する。

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### ア 情報収集(健康こども部)

未発生期に引き続き、国、県からの情報収集のほか、国立感染症研究所等から新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する最新の情報を収集する。

イ サーベイランス（健康こども部・福祉部・教育委員会）  
市内における新型インフルエンザ等の発生を想定し、患者を早期に発見するため、市内での患者数等の動向や学校等でのインフルエンザの集団発生の動向、市民からの問い合わせ等の情報を収集する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供（健康こども部・企画部）

市民に対して、国が示した海外での発生状況や市内で発生した場合に必要となる対策等を、市ホームページ等複数の媒体を活用し、分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。

提供する情報内容を統一するため、報道広報の担当班等を設置し、情報の集約・整理・一元的な発信を実施する。

イ 情報共有（健康こども部）

国が設置した情報共有を行う問い合わせ窓口を利用する等して国や関係機関と情報共有を行う。

職員間の情報共有については、各所属が実施する対策や新型インフルエンザ等に関する資料等を、グループウェア等を活用し共有する。

ウ 相談窓口の設置（健康こども部）

国・県からの要請に基づき、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置し、市民からの問い合わせに対応する。

(4) 予防・まん延防止（健康こども部）

未発生期に引き続き、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人ごみを避ける等基本的な感染対策についての普及を図るとともに、自らの発症が疑われる場合の感染対策の普及を図る

(5) 予防接種

ア 特定接種（健康こども部・総務部）

国が示した特定接種の具体的な運用のもと、市職員に対して集団的接種を基本として、接種対象者とした者に対して、本人の同意を得て、接種を行う。

イ 住民に対する予防接種（健康こども部）

国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう、浦安市医師会、

事業者、学校関係者等と連携・協力して、具体的な接種体制の準備を進める。

(6) 医療（健康こども部）

県から地域医療体制整備等に対する支援要請があった場合、速やかに協力する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応（健康こども部・市民経済部）

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

イ 遺体の火葬・安置等（市民経済部・環境部）

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

### 3 国内発生早期

<県内未発生期～県内発生早期の状態>

・県内未発生期

国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態。

・県内発生早期

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

<目的>

- ・県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めるることは困難であるが、流行のピークを遅延させるため、引き続き感染対策等を行う。緊急事態区域に指定された場合は、県内発生の状況を踏まえ、緊急事態措置により、積極的な感染対策等をとる。
- 2 医療体制や感染対策について周知するとともに、一人ひとりが取るべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。

- 3 国内や県内の患者が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内や県内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、医療機関での院内感染対策を実施するよう要請する。
- 5 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び市民経済の安定に備えた体制を整備する。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は速やかに接種を実施する。

(1) 実施体制

- ア 情報の集約・共有・分析を行い、府内及び市民等に提供し、市対策本部を設置できるよう準備を進める。(健康こども部)
- イ 市対策本部が設置されている場合は、全序的に対策を進める。(全庁)
- ウ 国が緊急事態宣言を行った場合には、速やかに市対策本部を設置する。(健康こども部)
- エ 各部署は、業務継続計画に基づき、所管する新型インフルエンザ等対応業務及び市民生活に不可欠な行政サービスを優先して継続する。(全庁)

(2) サーベイランス・情報収集

- ア 情報収集(健康こども部)  
引き続き、国、県からの情報収集のほか、国立感染症研究所等から新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する最新の情報を収集する。
- イ サーベイランス(健康こども部・福祉部・教育委員会)  
海外発生期に引き続き、学校等での集団発生の動向等の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

- ア 情報提供(健康こども部・企画部)  
市民に対して、市ホームページなど、利用可能なチャネル・機関

を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策を、分かりやすく、可能な限りリアルタイムで情報提供する。

新型インフルエンザ等は、誰もが感染する可能性があることを前提に、個人レベルでの感染対策や、かかった場合の対応（受診方法）等を周知する。

#### イ 情報共有（健康こども部）

国が設置した情報共有を行う問い合わせ窓口を利用する等して国や関係機関と情報共有を行う。

職員間の情報共有については、各所属が実施する対策や新型インフルエンザ等に関する資料等を、グループウェア等を活用し共有する。（健康こども部 健康増進課）

#### （4）予防・まん延防止（健康こども部・市民経済部・福祉部・教育委員会）

海外発生期に引き続き、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人ごみを避ける等基本的な感染対策についての普及を図るとともに、自らの発症が疑われる場合の感染対策の普及を図る。

また、社会活動に伴う新型インフルエンザ等のまん延を防止するために、県が必要に応じて行う県民や事業者等に対しての要請を踏まえ、次の対策を講じる。

- ① 市民、福祉施設、事業所等に対し、基本的な感染対策に加えて、時差出勤の実施等の感染対策の普及を図る。
- ② 事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診勧奨や職場における感染予防の徹底を要請する。
- ③ 学校、保育施設等における感染対策の実施に資する目安が国から示された場合、学校・保育施設等の設置者に対して適切に対応するよう要請する。
- ④ 公共機関に対し、利用者へのマスク着用の呼びかけ等、適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

[緊急事態宣言がされている場合]

《外出自粛の要請等の周知》

- ・ 県が、市の区域を対象として、特措法第45条第1項の規定による住民に対する外出自粛要請を行う場合には、市民、事業者等へ迅速にその周知徹底を図る。(全庁)
- ・ 県が行う、学校、保育所等に対しての特措法第45条第2項の規定による県の施設の使用制限の要請、同条第2項に基づく指示に協力をする。(全庁)
- ・ 学校、保育所以外の施設に対する特措法第24条第9項の規定による県の感染予防策の徹底の協力要請に協力する。(全庁)

(5) 予防接種

ア 住民に対する予防接種（健康こども部）

国が決定した住民に対する予防接種の優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。

パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、県及び浦安市医師会や関係医療機関の協力を得て、住民に対する予防接種を開始する。

[緊急事態宣言がされている場合]

《臨時の予防接種》

- ・ 国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（健康こども部）
- ・ 住民接種を行うため必要があると認めるときは、特措法第46条第5項の規定に基づき、県に対し物資の確保その他必要な協力を求める（健康こども部）

(6) 医療（健康こども部）

海外発生期に引き続き、県から地域医療体制整備等に対する支援要請があった場合、速やかに協力する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応（健康こども部・市民経済部）

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。

#### イ 市民への呼びかけ（市民経済部）

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動を呼びかける。

##### [緊急事態宣言がされている場合]

###### 《サービス水準に係る市民への呼びかけ》

- ・ 県とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（全庁）

###### 《生活関連物資等の価格の安定等》

- ・ 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（市民経済部）

### 4 国内感染期（県内感染早期～県内感染期）

#### <県内感染早期～県内感染期の状態>

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

#### <目的>

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。

#### <対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるように努める。
- 2 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、市民一人ひとりがとるべき行動について、分かりやすく情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症患者数をなるべく少なくて、医療体制への負荷を軽減する。

- 4 医療提供体制の情報提供を行い、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることで健康被害を最小限にとどめる。
- 5 職員の健康管理の強化を図り、新型インフルエンザ等に係る対策を推進するとともに、市民生活を維持するために必要な業務の継続に努める。
- 6 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため住民接種を実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小し、又は中止する。

#### (1) 実施体制

##### ア 市対策本部を中心とした対策の実施（全庁）

市対策本部は、国・県の対処方針や県内及び市内の患者発生状況を迅速に把握し、庁内及び市民等との情報共有に努めるとともに、関係機関等の協力を得ながら、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。

##### [緊急事態宣言がされている場合]

市域が緊急事態措置の実施区域に指定されている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を講じる。

- ・ 他の地方公共団体による代行、応援等新型インフルエンザ等まん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。（健康こども部・総務部）

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### ア 情報収集（健康こども部）

引き続き、国、県からの情報収集のほか、国立感染症研究所等から新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する最新の情報を収集する。

##### イ サーベイランス（健康こども部・福祉部・教育委員会）

市内の患者数が増加した段階では、学校等における集団発生の把握の強化については、通常のサーベイランスに戻す。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供（健康こども部・企画部）

国及び県と連携し、引き続き、市民に対して、市ホームページ等、利用可能なチャンネル・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策を、分かりやすく、可能な限りリアルタイムで情報提供する。・

#### イ 情報提供（健康こども部）

引き続き、国が設置した情報共有を行う問い合わせ窓口を利用する等して国や関係機関と情報共有を行う。

職員間の情報共有については、各所属が実施する対策や新型インフルエンザ等に関する資料等を、グループウェア等を活用し共有する。

### (4) 予防・まん延防止（健康こども部・市民経済部・福祉部・教育委員会）

県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

また、国及び県から市民等に対する次の要請があった場合には、速やかに対応する。

市民、福祉施設、事業所等に対し、基本的な感染対策に加えて、時差出勤の実施等を強く勧奨する。

学校、保育所等におけるまん延防止対策の実施に資する目安が国から示された場合、関係機関に周知する。

市立小中学校においては、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。

市立保育園等において、必要に応じ、臨時休園の措置を講じるとともに、私立保育所等の設置者に対し、必要に応じた臨時休園の措置について協力依頼する。

臨時休業（休園）の実施に当たっては、家庭での感染対策や不要な外出を自粛する等の徹底を要請する。

市のイベントや主催行事等、多数が集まる事業については感染拡大の機会を減らすため中止する。

### [緊急事態宣言がされている場合]

緊急事態宣言がされていない場合の措置に加え、以下の対策を行う。

- ・ 学校、保育所等に対しての特措法第45条第2項の規定による千葉県の施設の使用制限の要請、同条第3項の規定による指示に協力する。(健康こども部、福祉部・教育委員会)
- ・ 学校、保育所等以外の施設に対しての特措法第24条第9項の規定による県のまん延防止策の徹底の協力要請に協力する。(健康こども部・財務部・市民経済部・福祉部・環境部・教育委員会)
- ・ 学校・保育所等以外の施設に対しての特措法第45条第2項の規定による県のまん延防止策の徹底及び施設の使用制限の要請・指示に協力する。(健康こども部・財務部・市民経済部・福祉部・環境部・教育委員会)
- ・ 県の住民への要請に基づき、市民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を周知する。(全庁)

## (5) 予防接種

### ア 住民に対する予防接種（健康こども部）

ワクチンが供給可能になり次第、予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種を進める。市民に対し予防接種に関する情報提供を行う。

### [緊急事態宣言がされている場合]

#### 《臨時の予防接種》

- ・ 特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康こども部)
- ・ 住民接種を行うため必要があると認めるときは、特措法第46条第5項の規定に基づき、県に対し物資の確保その他必要な協力を求める。(健康こども部)

## (6) 医療

### ア 医療体制の整備（健康こども部）

県から地域医療体制整備等についての支援の要請があった場合、速やかに協力する。

イ 在宅療養者への支援（健康こども部・消防本部）

国や県と連携し、関係団体・市民団体・事業者・関係機関等に協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合は、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応（市民経済部・健康こども部・関係部署）

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう要請する。

イ 市民への呼びかけ（市民経済部）

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動を呼びかける。

### [緊急事態宣言がされている場合]

市域が緊急事態措置の実施区域に指定されている場合は、上記の対策に加え、県が行う以下の取組について、県からの要請に応じ、その措置等に適宜、協力する。

#### 《サービス水準に係る市民への呼びかけ》

- ・ 市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（全庁）

#### 《生活関連物資等の価格の安定等》

- ・ 生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、県が行う要請等に協力する。（市民経済部）

#### 《要援護者への生活支援》

- ・ 国・県及び関係団体・市民団体・事業者・関係機関等との協力のもと、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、医療機関等への搬送、死亡時の対応等を行う。（健康こども部・福祉部・消防本部）

#### 《埋葬・火葬の特例等》

- ・ 県の要請を受けて、火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。（健康こども部・環境部）
- ・ 県の要請を受けて、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（健康こども部・市民経済部・環境部）
- ・ 埋葬及び火葬を円滑に行なうことが困難となった場合、国が、緊急の必要性があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬及び火葬の特例を定めた場合は、市民への周知に協力する。（健康こども部・市民経済部・環境部）
- ・ 埋葬又は火葬を行おうとする者が、埋葬又は火葬を行うことが困難な場合で、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要性があると認める時は、国が定めるところにより埋葬又は火葬を行う。（健康こども部・市民経済部・環境部）

## 5 小康期

<小康期の状態>

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている、大流行は一旦終息している状態。

<目的>

- ・市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 1 第二波の流行に備えるため、流行の第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材等の調達等をし、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息について市民に知らせるとともに、第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) 実施体制

ア 国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止をする措置等に係る小康期の対処方針を公示した場合は、その対応を行う。(全庁)

イ 国が緊急事態措置の必要がなくなり解除宣言を行った場合は、関係機関に周知する。(健康こども部・関係部署)

※ 緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき

- ① 患者数、ワクチン接種者数等から、多くの国民が新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ② 患者数が減少し、医療提供の期限内に收まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ③ 当初想定よりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

ウ これまでの各段階における対策の評価を行い、必要に応じ、本行動計画等の見直しを行う。(健康こども部)

エ 国が緊急事態宣言解除を行った場合は、市対策本部を廃止する。(健康こども部)

オ 市対策本部廃止後は、情報収集に努めるとともに、流行の第二波に備える。(健康こども部)

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集(健康こども部)

引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する必要な情報の収集をする。

イ サーベイランス（健康こども部、福祉部、教育委員会）

インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。

再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。（福祉部・教育委員会）

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供（健康こども部・企画部）

小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波の発生に備え、市民に情報提供と注意喚起を行う。

イ 情報共有（健康こども部）

インターネット等を活用し、国や県及び関係機関等と流行の第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針や現場での状況等の情報を共有する体制を維持する。

ウ 相談窓口の縮小（健康こども部）

状況を見ながら相談窓口を縮小する。

(4) 予防・まん延防止（健康こども部）

流行の第二波に備え、市民、事業者等に対して、手洗い、うがい、マスクの着用等の基本的な感染対策を継続するよう呼びかける。

(5) 予防接種（健康こども部）

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種を進める。

[緊急事態宣言がされている場合]

《予防接種》

- 国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づく予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を進める。（健康こども部）

- (6) 医療（健康こども部）  
国や県、健康福祉センター等と連携し、地域医療体制を新型インフルエンザ等発生前の体制に戻すことに協力する。
- (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保（健康こども部・市民経済部）  
必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかける。